

【登録、更新について】Q & A 問答集

Q1 今回、更新するのは平成 30 年度のものでしょうか？次年度分は 3 月からの開始ですか？

新システムの移行に伴い、有効期限が 2017（平成 29）年度以前の方（有効期限が 2018（平成 30）年 3 月末以前の方）は、なるべく早く新システムで更新をお願いいたします。

※ ここで言う「以前の方」とは、Q4 の該当者を指します。

有効期限が 2018（平成 30）年度（有効期限が 2019（平成 31）年 3 月末）の方は、今年度中に更新研修に参加していただいた上で、今年度中に更新をお願いいたします。

Q2 有効期限が 2020（平成 32）年 3 月ですが、今すぐシステム上での更新が必要ですか？

現在資格をお持ちの者の方については、旧規程による登録の期限が切れる段階で新システムでの更新となります。期限が 2020（平成 32）年 3 月の場合は 2019（平成 31）年度中に更新研修に参加していただいた上で、2019（平成 31）年度内に手続きをお願いいたします。

Q3 有効期限が不明です。

登録番号がおわかりになれば、その最初の二桁が初回登録年度になります。以後 3 年毎に更新ですので、それで有効期限を計算できます。

例 1：登録番号の最初の数字が 14 の場合は、2014（平成 26）年度を 1 年目として計算して 3 年毎ですので、2019（平成 31）年度が有効期間の最終年度です。2019（平成 31）年度中に更新講習を受講の上、年度内に更新手続きとなります。

例 2：登録番号の最初の数字が 13 の場合は、2013（平成 25）年度を 1 年目として計算して 3 年毎ですので、2018（平成 30）年度が有効期間の最終年度です。本年度中に更新講習を受講の上、年度内に更新手続きとなります。

例 2：登録番号の最初の数字が 12 の場合は 2012（平成 24）年度を 1 年目として計算して 3 年毎ですので 2017（平成 29）年度が有効期間の最終年度です。

これに該当する方々は、本来はこの春に更新ですが、制度移行のために保留をお願いしていた方々になります。新システムが運用開始しましたら、なるべく早く更新手続きをお願いいたします。この方々の更新要件は、旧規程によりますので、今年度の研修参加は不要です。

Q4 更新するのを忘れていて有効期限が 1 年以上切れているが、登録を受け入れてくれるのか？

今回の制度変更に於ける移行措置として、継続して審判員、競技ルートセッターとして活動を続ける意志のある方については再登録を受け付けます。

ただし、期限の切れている期間について登録料をお支払いいただく必要があります。お支払い方法、金額については、新システムで 2018（平成 30）年度について手続きを行なっていただいた上で、該当者にご連絡いたします。

Q5 システム移行前に更新料を支払っているが有効期限内、反映されていません。

今回の制度変更に於ける移行措置として、お手元にお支払い記録をお持ちの方につきましては、新システムの中に反映させます。

Q6 資格昇格審査申請を提出し、試験を受けているが、結果が分からない、又は昇格しているはずだが、反映されていなかった。

事例毎に状況が異なりますので、個別にお問い合わせ下さい。

【義務研修について】

Q1 競技ルートSetter資格を持たない一般ルートSetter（旧 公認ルートSetter）も研修参加が必要ですか？

更新に研修の参加が必要なのは、競技ルートSetterのみです。

Q2 審判、競技ルートSetterの義務研修は同じ内容ですか？

現時点では、競技ルートSetterだけのための研修を企画できる状況ではありませんので、競技ルートSetterの方も審判と同じ研修に参加して下さい。

Q3 ブロック別研修会で義務研修を実施予定だが、対象者人数が不明のため場所の確保が難しい。

先におこなった登録者確認で、今年度が有効期限となる審判員、競技ルートSetterの人数は、各都道府県で把握できているという認識です。ブロック内の各協会に人数をお問い合わせいただき、概数を予想していただくようお願いいたします。

Q4 年に1回の、ブロック別研修会の義務研修を逃したら更新が出来ないので不安だ。義務研修は、都道府県岳連でも独自開催が出来ると聞いた、詳しく教えて欲しい。

新規程では更新のための義務研修について日山協が開催するものである、と言う以上のきまりはありません。

したがって資格更新の研修会はブロック別研修会に限定されるものではありません。

各ブロック、都道府県で企画された研修会を資格更新の研修会として届け出ていただき、日山協の承認をもって日山協主催とすれば更新のための研修会とすることが可能です。

ポイントは、内容を含め日山協に打診していただき、「日山協主催」として実施する点にあります。

それを満たしていれば、内容はある程度柔軟に考えていただくことができます。ブロック研修会での研修内容は、先にお知らせしたとおりですが、それに限定せず競技運営に必要な事項を扱う研修会であれば、内容を検討の上で承認されます。

これにつきましては別途文書の雛形などを公開する予定です。

Q5 大会での審判、ルートセット従事は義務研修になりませんか？

今回の規程変更は、資格の制度的な厳密化のためのものです。そのため日山協が開催する「研修会」への参加を義務づけるという形式を踏むことになりました。

なお競技会の開催期間中（ブロック研修会前日の準備日の夜間など）を利用して、義務研修と認められる内容の研修会を開催することも可能と思います。

Q6 義務研修を受講した場合、システムにどの様に反映されるのか？

ブロック研修会でも各都道府県独自の研修会でも、終了後参加者名簿を含む報告書（ブロック研修会の報告書に準じる）を日山協に提出していただきます。これに基づいて研修会参加者のデータを更新可能に変更します。

Q7 義務研修を有効期限内に受講できない場合は、保留となりますが、資格がない状態ですか？

万一、義務研修を受けられずに更新できなかった場合は、事情にもよりますが規程の第7条第3項（特別の事情により更新申請ができなかったと認められる場合は、更新を認めることがある。）に該当するものとして、研修会参加後に登録をおこなった時点で、4月1日に遡って資格が認められます。

なお、その間に競技会で審判などに従事した場合は、必ずその年度に有効な登録を年度内におこなわないと、大会そのものが無効になる可能性がありますので、ご注意ください。

Q8 保留中に義務研修を受講すれば、翌年には再登録が可能ですか？

可能です。ただし保留期間は1年間とされています。翌年度も手続きを怠った場合は、完全に資格喪失となり、これに対する救済措置はありません。

Q9 年度中に、都道府県協会／連盟が企画した審判員認定研修を受けて合格し、その年度内に登録した場合、翌年度の更新には別に義務研修を受ける必要があるのでしょうか？

その場合は不要です。